

授業料減免事業支援特別経費補助金制度

広島県では、広島県内の私立中学校等で学ぶ生徒の保護者が、**入学以降に発生**した失業、倒産、死亡、離婚などにより世帯の収入が激減（家計急変）し、保護者による学資負担が困難になった場合、または生活保護法による生活保護を受けている場合に、授業料を減免する制度があります。

私立中学校等修学支援実証事業補助金制度

低所得世帯に属する私立中学生等の教育に係る経済的負担を軽減するため、補助金を支給します。返済は不要です。保護者等の年収を合算した額が400万円未満（おおよその目安）であり、この制度に付随する調査に協力することができる方が対象です。生徒1人あたり年間10万円を補助します。

市町村からの就学援助制度

私立の中学校等に在籍している生徒の保護者で、東広島市、広島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、三原市、三次市、呉市、廿日市市に住所がある方は、収入状況等により、就学援助（学用品費・修学旅行費等）の制度があります。（令和2年7月現在）

詳しくは本校事務室にお問い合わせください。